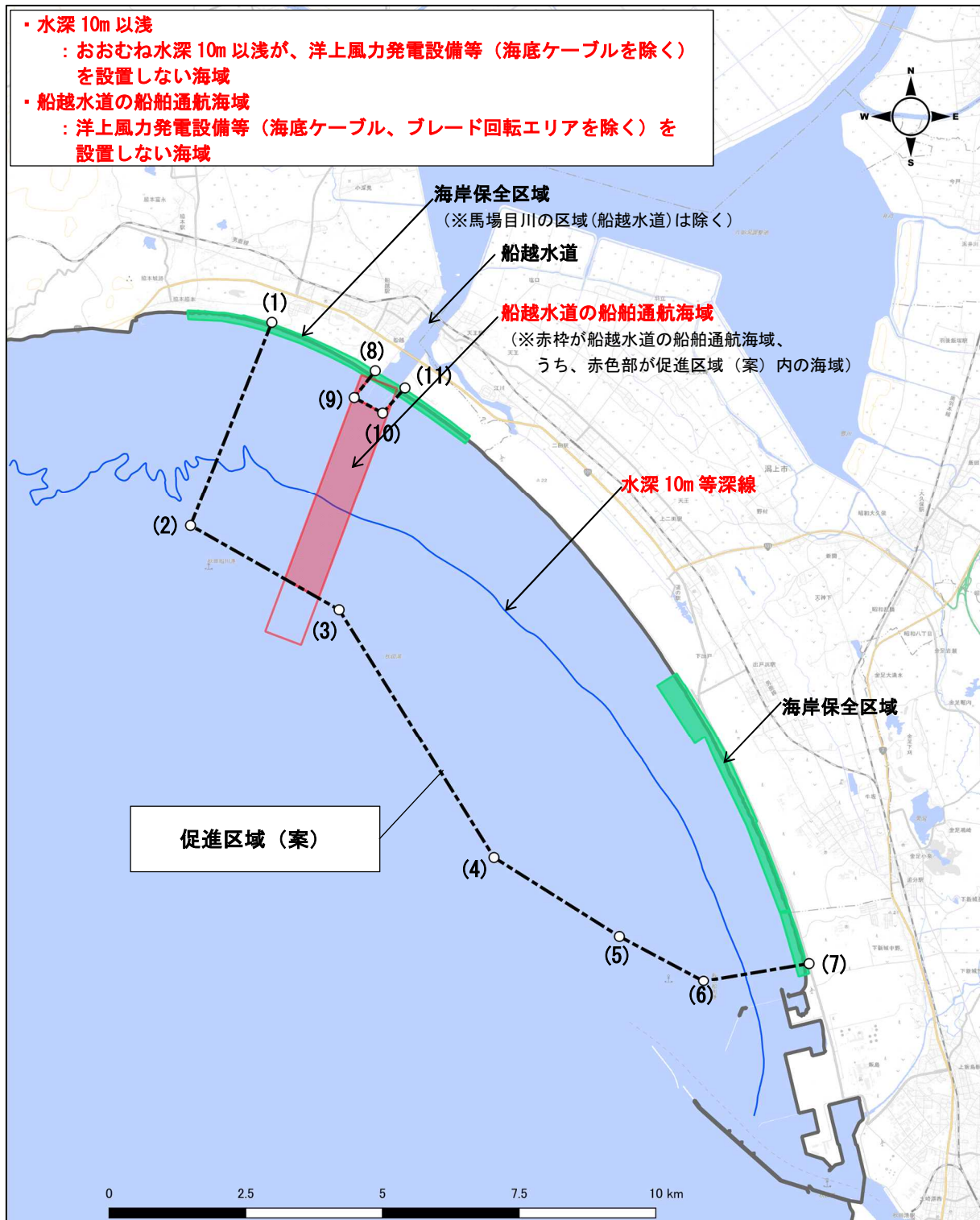


発電設備等の設置に制約が生じる範囲



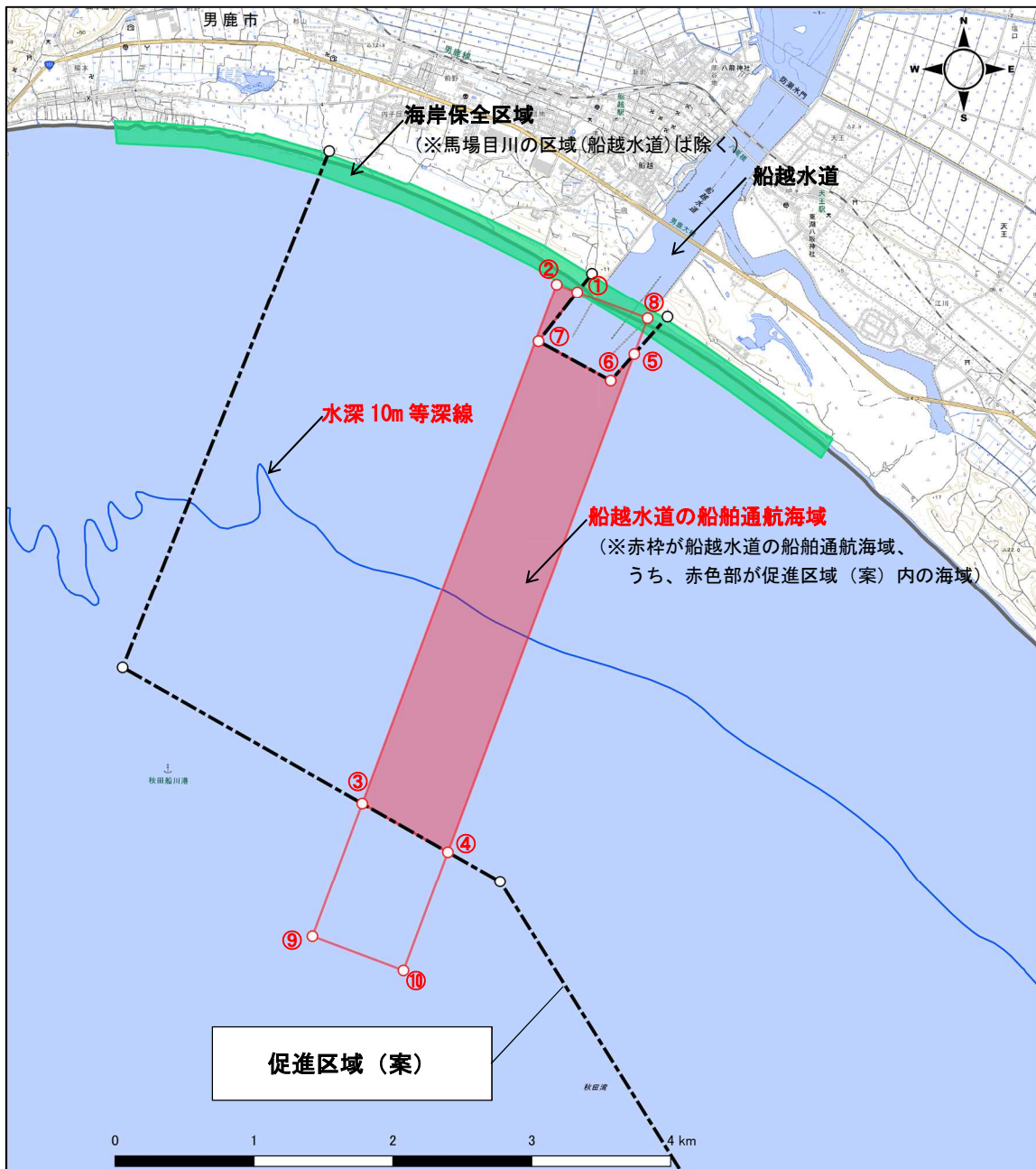
※促進区域(案)の陸域部座標((1)、(7)、(8)、(11))は海岸線より最も近い陸上構造物(道路)又は海岸構造物(護岸)上に設定。

※水深 10m 等深線は海底地形データ(日本水路協会)、左記以外は秋田県提供資料に基づき作成。

※海岸保全区域は、促進区域(案)の座標(1)～(7)、(8)～(11)及び陸地で囲まれる海域内に指定されている区域(男鹿海岸(脇本・船越地区海岸)、天王海岸(天王地区海岸)及び秋田海岸(下新城地区海岸)の各区域)のみ記載。

※海岸保全区域は、上記に示されている区域(緑色で囲まれた区域)のうち、馬場目川の区域(船越水道)を除いた区域。

発電設備等の設置に制約が生じる範囲（船越水道の船舶通航海域）座標値



座標番号	緯度			経度		
	北緯	度	分	東経	度	分
①	39	度 53 分 30.60 秒		139	度 56 分 35.60 秒	
②	39	度 53 分 32.36 秒		139	度 56 分 29.33 秒	
③	39	度 51 分 30.89 秒		139	度 55 分 32.02 秒	
④	39	度 51 分 19.78 秒		139	度 55 分 58.10 秒	
⑤	39	度 53 分 16.23 秒		139	度 56 分 53.06 秒	
⑥	39	度 53 分 10.00 秒		139	度 56 分 46.00 秒	
⑦	39	度 53 分 19.00 秒		139	度 56 分 24.00 秒	
⑧	39	度 53 分 24.60 秒		139	度 56 分 57.01 秒	
⑨	39	度 50 分 59.75 秒		139	度 55 分 17.33 秒	
⑩	39	度 50 分 52.00 秒		139	度 55 分 45.00 秒	

※①～⑦は促進区域（案）内の海域の座標値。

※②及び⑧～⑩は秋田県漁業協同組合提供座標値、⑥及び⑦は秋田県提供座標値。

※①及び③～⑤は船越水道の船舶通航海域境界と促進区域（案）境界の交点の座標値を1/100秒単位で四捨五入した座標値であり、概ねの座標値を示したものの。